

平成25年度美幌町防災会議議事録

1 開催日時及び場所

日 時：平成26年2月26日（水）13:30～13:45

場 所：しゃきっとプラザ集団健診ホール

2 出席委員氏名

別紙のとおり

3 会議次第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議事

①「美幌町地域防災計画」の修正について

②その他

(4) その他

(5) 閉会

4 配付資料

資料1…美幌町地域防災計画新旧対照表（一般防災編）

資料2…美幌町地域防災計画新旧対照表（地震編）

資料3…美幌町地域防災計画新旧対照表（水防編）

5 会議の内容

(1) 開会（司会進行 総務部長）

(2) 会長挨拶（会長 町長）

本日は、お忙しい中、美幌町防災会議にご出席をいただき感謝申し上げます。本州では大雪による被害が発生しており、先日は道東地方でも大雪となりました。それぞれの立場でご苦労されたことと思います。昨年3月には9名の犠牲者が出ましたが、今年は早めの対応で人的被害もありませんでした。本日の会議は、災害対策基本法の改正に伴う修正であります。慎重なご審議をお願いいたします。

(3) 議事（進行以下会長）

①「美幌町地域防災計画」の修正について

◎事務局（防災担当主査）※一般防災編から水防編修正内容について一括説明

<説明内容>

今回の修正内容につきましては、事前にオホーツク総合振興局地域政策課及び網走開発建設部北見河川事務所に確認をしていただいております。

それでは、一般防災編から水防編まで一括してご説明させていただきます。

まず、一般防災編修正内容についてご説明いたします。

今回の修正は、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまでの災害時要援護者対策計画等を災害対策基本法の一部改正に伴い修正するものであります。

その内容につきましては、市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、自ら避難が困難な方を円滑かつ迅速な避難をするために支援が必要な者を把握することに努めるため、要配慮者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項として定めるための修正と、あわせて一時避難場所等の修正であります。

一般防災編修正比較表をご覧願います。

まず1点目の修正は、災害対策基本法の一部改正に伴い、これまでの災害時要援護者から避難行動要援護者への変更修正であります。

以下、順次項目毎にご説明いたします。

第1の安全対策では、これまでは住民、自主防組織等の協力を得ながらとしていましたが、修正では協力関係機関名称等をより具体的に記載しております。

次に、第1項の町の対策として、平成26年4月1日施行となります災害対策基本法49条の10に基づき、第1号では、避難行動要支援の実態を把握するために他部局で保有している要配慮者に関する情報を、法施行後に避難行動要支援者名簿作成のために内部で利用可能とすることといたしました。

第2号では、名簿の作成に当たっての必要事項について記載しております。

第3号では、本人の同意を得た要支援者名簿を避難支援等関係者に提供できることとしました。また、ただし書きで、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に名簿の提供ができることとしております。

第4号では、名簿の作成に当たって、他の関係機関が保有する情報について、書面をもって提供を求めることができることの記載、2ページの第5号では、避難行動等支援者に対して、要配慮者情報の漏えい防止についての記載、第6号では、対象者名簿の更新について記載しております。

第2項から第6項が新たに加わることから、第2号を第7号、第3号を第8号、第4号を第9号にそれぞれ繰り下げております。

次に、3ページですが、第2の救助活動の第1項の町の対策として、第1号で災害が発生した場合に、名簿の提供に同意した者以外の者も含めて安否確認に努めることを新たに加えております。

次に、5ページは、一時避難場所及び避難所の修正で、自衛隊第2官舎廃止に伴う避難場所の削除、自治会名の修正及び公園敷地を福祉施設へ貸付けたことに伴う一時避難場所の削除、福豊小学校が本年3月末をもって閉校となることから、一時避難場所の名称の変更、あわせて閉校に伴い避難所として福住へき地保育所と豊富地区農作業準備休憩施設を新たに加え、福住・豊富・古梅の3地区の避難所としました。

以上が、一般防災編の修正内容であります。地震編につきましても、避難場所等の修正以外の部分につきましても、同様の修正となっておりますので、ご説明につきましては省略させていただきます。

次に、水防編修正内容についてご説明いたします。

水防編の修正は、水防法改正に伴い水防計画における河川管理者の協力に関する事項の記載、洪水警報の関係市町村長への通知、水防協力団体の対象範囲及び業務の拡大等の措置について修正をいたしました。

水防編修正比較表をご覧ください。

10ページで、新たに河川管理者の協力を第1で加えておりました。その内容は、水防計画における河川管理者の協力に関する事項として、6項目について記載しております。

以降、第1を第2、第2を第3、第3を第4に繰り下げ、第5に、これまでは水防協力団体は、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人に限定されていましたが、改正では、対象を営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会、ボランティア団体などの団体にも拡大したことに伴い、それらの団体を計画で位置付けたものであります。

6では、水防協力団体としての要件項目について記載しております。

次に12ページの水防活動用気象予警報の伝達についてであります。洪水予報及び特別警戒水位到達情報につきましては、これまで、国土交通省又は都道府県知事から水防管理者等に通知していましたが、これに加えて関係する市町村にも通知することとしたことから、国土交通省の所管であります網走開発建設部から直接通知を受けることとするので、フロー図を修正いたしました。なお、水防法につきましては、今年の7月11日に施行となっております。本来であれば地域防災計画の水防編の修正をしなければなりませんでしたが、法施行と同日付で『河川管理者と水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する協議メモ』を網走開発建設部北見河川事務所と取り交わし、修正までの間の対応としております。

以上が、水防編の修正内容であります。 よろしくお願いたします。

◎（会長）

只今、事務局より変更点についてご説明させていただきましたが、この修正案にご意見ご質問がありましたらお願いたします。

<質疑等なし>

◎（会長）

それでは修正案について、ご決定をいただいたということで進めさせていただきますよろしいでしょうか。ご意見等がないということで、その修正案で執り進めさせていただきます。その他で事務局から何か。

◎（事務局）

今回修正の決定をいただきましたので、計画の修正したものを後日道に報告し、同時期ぐらいに委員の皆さまに送りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎（会長）

以上を持ちまして、美幌町防災会議を終了させていただきます。